

堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る 事前協議に関する条例（案）について【制度概要】

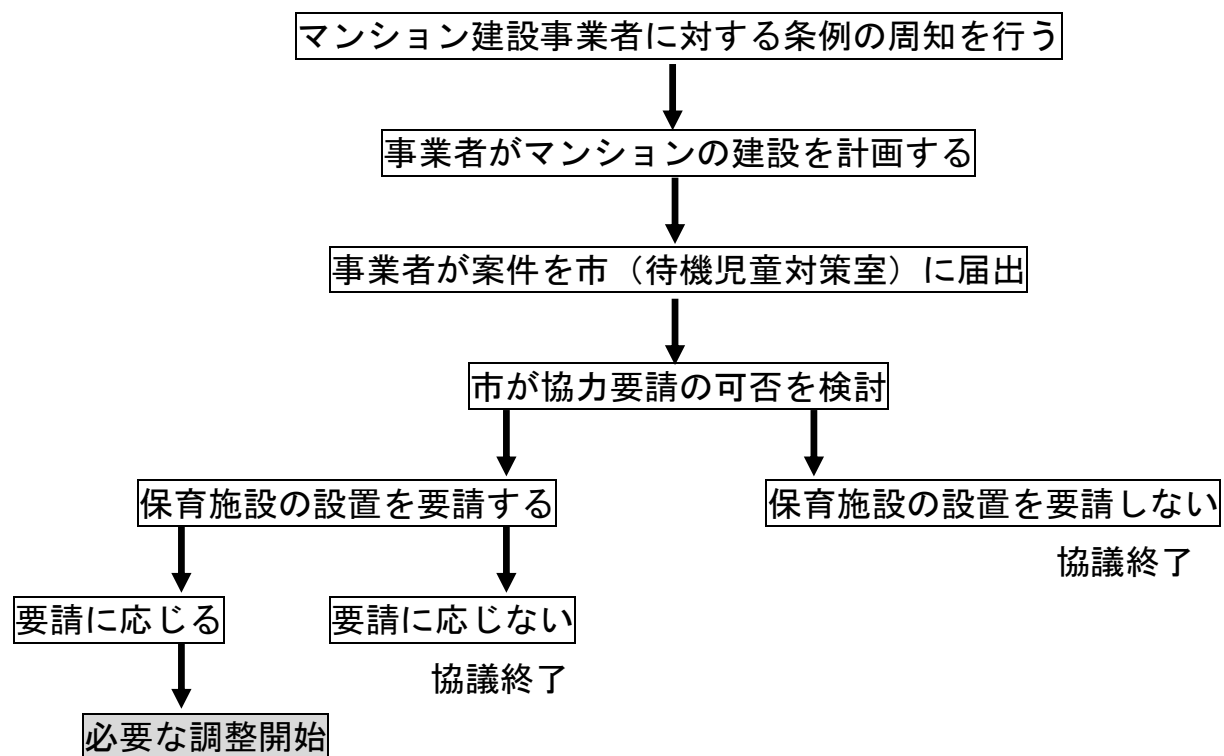
背景・趣旨

- ◆ 大規模マンションが建設され住民が入居する際には、その地域の保育ニーズが急増し、待機児童が発生する可能性が高い。
- ◆ 大規模マンションの建設と同時に当該マンション内に保育施設が整備されれば、その地域の待機児童の発生を防止・抑制することができる。

制度概要

『堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（案）』を制定し、マンション建設事業者から事前に協議・届出を受けることにより、当該マンション及び近隣の保育ニーズから保育施設の整備が必要かどうかを検討し、保育施設の整備が必要な場合は、マンション内に保育施設の整備を要請する制度を構築する。

【協議の流れ】



《協議対象等》

- マンション規模：住戸の総数が100戸以上（単身者用マンションを除く）
- 要請施設：特区小規模保育事業、小規模保育事業、分園
- インセンティブ：当該マンション住民の優先入所を実施（保育施設開設後5年間に限る）
- マンション事業者が協力要請への回答を行わない場合等には、勧告及び事業者名を公表することができる。